

貨物自動車運送事業法第24条の3及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

平成30年6月30日

四国西濃運輸株式会社

○輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況

①基本方針

「物流を通じて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する。企業市民として常に交通安全を心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」

②目標

『有責車両事故ゼロを達成しよう』

1. 人身事故「ゼロ」を達成しよう
2. 構内・パーキングでの事故「ゼロ」を達成しよう
3. 業務上の交通違反「ゼロ」を達成しよう

③達成状況 平成29年度（3月末現在）

15事業所、672人に対する指導の実施

○事故に関する統計\* 平成29年度（3件：自動車事故報告規則第2条に係る事故は無い）

○輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

①事故ゼロ運動「カンガルー運動」の展開⑥ナスバネットによる適性診断の実施

②無事故・無違反運動の展開

③事業所単位で、年間「安全指導計画」を策定

事故防止委員会を事業所単位に設置、月々の安全活動を実施

④社内外の専門講師による、安全講習会の実施

⑤日々、「安全運転の誓い」の唱和

○輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

\* 事故発生に対しては、社内所定の報告書により本社統括部門に連絡、その情報については各事業所に情報として配信、安全教育教材として活用。

\* 組織体制は、安全管理規程内に記載。

○輸送の安全に関する教育および研修計画

①初任運転者研修⑦デジタコ・ドラレコを活用した安全運転評価

②事故再発防止研修⑧ドラレコ画像を活用した研修会

③エコドライブ研修⑨ドライバーコンテストへの参加

④運行管理者の安全研修

⑤事故事例研究会の実施

⑥車輛事故ゼロへの取り組み（車両点検技術研修）（法規走行研修）

○輸送の安全に係る内部監査

①店所に対して毎月安全適正化項目に係るチェックを行う。また、輸送の安全に関するヒアリ

ング

を含めた内部監査を年1回実施する。

○安全統括管理者 常務取締役 営業本部担当 松本 耕三

○[安全管理規程](#) (資料：組織図・指揮命令系統)